

第39回原子力委員会
資料第2-4号

<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構法案</p> <p>日本原子力研究所法</p> <p>核燃料サイクル開発機構法(サイクル機構)</p> <p>独立行政法人通則法</p>
<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構法</p> <p>日本原子力研究所法</p> <p>核燃料サイクル開発機構法(サイクル機構)</p> <p>独立行政法人通則法</p>
<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構法</p> <p>日本原子力研究所法</p> <p>核燃料サイクル開発機構法(サイクル機構)</p> <p>独立行政法人通則法</p>
<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構法</p> <p>日本原子力研究所法</p> <p>核燃料サイクル開発機構法(サイクル機構)</p> <p>独立行政法人通則法</p>
<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構法</p> <p>日本原子力研究所法</p> <p>核燃料サイクル開発機構法(サイクル機構)</p> <p>独立行政法人通則法</p>

第一条 この法律は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本と

第一章 総則
(目的)

第一章 総則
(目的)

第一章 総則
(目的等)

附則

目次

第一章 総則 (第一条—第十条)

第二章 役員及び職員 (第十一条—第二十一条)

第三章 業務 (第二十二条—第二十四条)

第四章 財務及び会計 (第二十五条—第三十五条)

第五章 監督 (第三十六条—第三十七条)

第六章 稽査 (第三十八条—第三十九条)

第七章 罰則 (第四十条—第四十二条)

附則

核燃料サイクル開発機構法

目次

第一章 総則 (第一条—第十条)

第二章 役員及び職員 (第十一条—第二十一条)

第三章 運営審議会 (第二十二条—第二十三条)

第四章 業務 (第二十四条—第二十七)

第五章 財務及び会計 (第二十八条—第四十条)

第六章 監督 (第四十一条—第四十二条)

第七章 罰則 (第四十三条—第四十六)

第八章 罰則 (第四十七条—第四十九)

附則

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 役員、顧問及び職員 (第十条—第二十一条)

第三章 業務等 (第十七条—第二十二条)

第四章 雜則 (第二十三条—第二十八)

第五章 罰則 (第二十九条—第三十一)

附則

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 役員、顧問及び職員 (第十条—第二十一条)

第三章 業務 (第二十二条—第二十四条)

第四章 財務及び会計 (第二十五条—第三十五条)

第五章 監督 (第三十六条—第三十七条)

第六章 稽査 (第三十八条—第三十九条)

第七章 罰則 (第四十条—第四十二条)

附則

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 役員、顧問及び職員 (第十条—第二十一条)

第三章 業務 (第二十二条—第二十四条)

第四章 財務及び会計 (第二十五条—第三十五条)

第五章 監督 (第三十六条—第三十七条)

第六章 稽査 (第三十八条—第三十九条)

第七章 罰則 (第四十条—第四十二条)

附則

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 役員、顧問及び職員 (第十条—第二十一条)

第三章 業務 (第二十二条—第二十四条)

第四章 財務及び会計 (第二十五条—第三十五条)

第五章 監督 (第三十六条—第三十七条)

第六章 稽査 (第三十八条—第三十九条)

第七章 罰則 (第四十条—第四十二条)

附則

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 役員、顧問及び職員 (第十条—第二十一条)

第三章 業務 (第二十二条—第二十四条)

第四章 財務及び会計 (第二十五条—第三十五条)

第五章 監督 (第三十六条—第三十七条)

第六章 稽査 (第三十八条—第三十九条)

第七章 罰則 (第四十条—第四十二条)

附則

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

日本原子力研究所法 (原研)

独立行政法人通則法

なる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるものほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

サイクル機器

第二条 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「使用済燃料」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質をいう。

4 この法律において「核燃料サイクル」とは、使用済燃料を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有効に利用するため必要な一連の行為の体系をいう。

5 この法律において「高速増殖炉」とは、原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものであつて、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消滅する量に対する比率が一をこえるものをいう。

2 この法律で「高レベル放射性廃棄物」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物（固型化したものを含む。）をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人的うち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

6 この法律において「核燃料物質の再処理」とは、使用済燃料から核燃料物質その他有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「高レベル放射性廃棄物」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物（固型化したものと含む。）をいう。

（業務の公共性、透明性、自主性）

第三条 独立行政法人は、その行なう事務及び事業が国民生活及び社会

経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表することを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当つては、独立行政法人の業務運営に

おける自主性は十分配慮されなければならない。

(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)。

以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第

二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本原子力研究開発機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、原子力基本法第一条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及を行い、もつて人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

(設立の目的) 原研

第一条 日本原子力研究所は、原子力基本法(昭和三十年法律第二百八十六号)に基づき、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行うとともにあわせて原子力船の開発のために必要な研究を行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(目的)

第四条 各独立行政法人の目的は、第一条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(設立の目的) サイクル機構

第一条 核燃料サイクル開発機構は、原子力基本法(昭和三十年法律第二百八十六号)に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行なうとともに、これらの成果の普及等を行い、もつて原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格) 原研

第二条 日本原子力研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(法人格) サイクル機構

第三条 核燃料サイクル開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を千葉県に置く。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

- 2 研究所は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
- 2 独立行政法人は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(事務所) サイクル機構

第四条 機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

- 2 機構は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第二条第八項及び第九項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下「土地等」といふ。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合については、土地等）を示すものとする。

(財産的基礎)

第四条 研究所の資本金は、二億五千万円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、研究所の設立に際し前項の二億五千万円を出資するものとする。

3 研究所は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

5 政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の三分の一以上に当る額でなければならない。

6 政府は、研究所に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」といふ。）をもって出資の目的とすることができる。

7 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

8 前項に規定する評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

1 一億円

2 時則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

3 機構の設立に際し政府以外の者が出資する金額

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 研究所は、必要があるときは、茨城県に置くことができる。

4 政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

5 政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の三分の一以上に当る額でなければならない。

6 政府は、研究所に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」といふ。）をもって出資の目的とすることができる。

7 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

8 前項に規定する評価委員その他評価に関する必要な事項は、政令で定める。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

1 一億円

2 時則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

3 機構の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、機構の設立に際し、前項第一号の二億円を出資するものとする。

3 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、「機構に出資する」とができる。

(出資証券)

- 第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券) 原研

- 第五条 研究所は、出資に対し出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券) サイクル機構

- 第六条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止) 原研

- 第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的として「これを受ける」ことができない。

(持分の払戻し等の禁止)

- 第五条の二 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的として「これを受ける」ことができない。

(持分の払戻し等の禁止) サイクル機構

- 第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的として「これを受ける」ことができない。

(定款) 原研

- 第六条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的									
二 名称									
三 事務所の所在地									
四 資本金、出資及び資産に関する事項									
五 役員及び会議に関する事項									
六 業務及びその執行に関する事項									
七 財務及び会計に関する事項									
八 公告に関する事項									
九 定款の変更に関する事項									
2 定款の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。									
(登記) 原研									
第七条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。									
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。									
(登記) サイクル機構									
第八条 機構は、政令で定めるところによつて、登記しなければならない。									
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。									
(名称の使用制限) 原研									
第九条 機構でない者は、日本原子力研究開発機構という名称を用いてはならない。									
(名称の使用制限) サイクル機構									
第九条 機構でない者は、核燃料サイクル開発機構という名称を用いてはならない。									
(名称の使用制限) 原研									
第八条 研究所でない者は、日本原子力研究所という名称を用いてはならない。									
(名称の使用制限) サイクル機構									
第九条 機構でない者は、核燃料サイクル開発機構という名称を用いてはならない。									
(名称の使用制限) 原研									
第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人といふ文字を用いてはならない。									

(民法の準用) 原研

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、研究所について準用する。

(民法の準用) サイクル機構

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十一条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができる。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

第二章 役員等

(役員) 原研

第十一条 研究所に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

(役員) サイクル機構

第十一条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限) 原研

第十一條 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く)は、法人の長の定めるとを補佐して研究所の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で研究所以の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の職務及び権限) サイクル機構

(民法の準用)

第十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長をして機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聽かなければならない。

(役員の任命) 原研

第十二条 理事長は、原子力委員会の同意を得て、文部科学大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 監事は、原子力委員会の意見をきいて、文部科学大臣が任命する。

(役員の任命) サイクル機構

第十三条 理事長は、主務大臣が原子力委員会の同意を得て任命する。

2 副理事長及び理事は、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 監事は、主務大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（第十三条において「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

(役員の任期)

原研

第十三条 理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（第十三条において「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

(役員の任期)

サイクル機構

第十二条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

1 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

2 前号に掲げる者のか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者の中から、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、「これを公表しなければならない」

(役員の任期)

原研

第十二条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十四条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同様以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、「これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 原子力研究開発機構法第十四条第一項「とする。」

2 役員は、再任されることができる。

は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格条項） 原研

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害関係を有するもの、海上運送法（昭和二十九年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運行事業を営む者）又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、「これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の欠格条項） サイクル機構

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で機構と取引上密接な利害関係を有するもの、又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、「これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任） 原研

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

「の限りでない。

(代表権の制限) 原研

第十七条 研究所と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任) サイクル機構

第十八条 機構と理事長、副理事長又は理事（非常勤の理事を除く。）との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任) 原研

第十八条 理事長、副理事長及び理事は、研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任) サイクル機構

第十九条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問) 原研

第十九条 研究所は、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。
2 顧問は、学識経験がある者のうちから、理事長が文部科学大臣の認可を受けて任命する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命) 原研
第二十条 研究所の職員は、理事長が任命する。

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

(職員の任命) サイクル機構

第十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十六条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員、顧問及び職員の公務員たる性質) 原研

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

なす。

(役員及び職員の公務員たる性質) サイクル機構

第二十一条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会 サイクル機構

(運営審議会)

第二十二条 機構は、運営審議会を開く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 運営審議会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第二十三条 委員は、機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第十六条第二項の規定は、委員について準用する。

- (業務の範囲)**
- 第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
 - 二 原子力に関する応用の研究を行うこと。
 - 三 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
- イ 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究
- ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究
- ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- 六 原子力に関する研究者及び技術者の養成訓練を行うこと。
- 七 原子力に関する資料の収集を行うこと。
- 八 第一号から第四号までに掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- 十一 研究所は、前項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 七 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 八 第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 九 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質（原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができる。

- (業務の範囲)**
- 第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
 - 二 原子力に関する応用の研究を行うこと（原子力船の開発のために必要な研究を行うことを含む。）
 - 三 原子炉の設計、建設及び操作を行うこと。

- 四 旧日本原子力船研究開発事業団法（昭和三十八年法律第二百号）第二十一条第一項第二号の規定により建造された原子力船に関する業務を行うこと。
- 五 原子力に関する研究者及び技術者の養成訓練を行うこと。
- 六 放射性同位元素の輸入、生産及び頒布を行うこと。
- 七 原子力に関する資料の収集を行うこと。
- 八 第一号から第四号までに掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- 十一 研究所は、前項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

- (業務の範囲)**
- 第二十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 核燃料サイクル（原子炉に燃料として使用した核燃料物質を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有效地に利用するため必要な一連の行為の体系をいう。）を技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものをを行うこと。
- イ 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究
- ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究

- 第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
二 ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究

一 前号に掲げる業務に係る成果について、技術の提供その他の方法により、普及を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 機構は、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の規定により行う業務を妨げない範囲内において、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する施設及び設備を原子力の開発及びこれに関連する業務を行う者の利用に供することができる。

(研究の協力) 原研

第二十三条 研究所は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第一号から第五号まで及び第十号に掲げる業務に關し、研究の委託を受け、又は研究を委託することができる。

(業務の委託) サイクル機構

第二十五条 機構は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務の運営) サイクル機構

第二十六条 機構は、第二十四条に規定する業務を行うに当たつては、安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主

務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（業務運営の基準） 原研

第二十四条 第二十二条第一項に掲げる研究所の業務のうち、次項各号に掲げる業務以外のものは、原子力委員会及び原子力安全委員会の議決を経て文部科学大臣が定める原子力の開発及び利用に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

2 次に掲げる研究所の業務は、原子力委員会の意見を聽いて文部科学大臣及び国土交通大臣が定める原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

1 第二十二条第一項第二号に掲げる業務（原子力船の開発のために必要な研究に関するものに限る。）

2 第二十二条第一項第三号に掲げる業務（船用原子炉に係るものに限る。）

3 第二十二条第一項第四号に掲げる業務

4 第二十二条第一項第八号に掲げる業務（前三号に掲げる業務に係るものに限る。）

5 第二十二条第一項第九号に掲げる業務（前各号に掲げる業務に附帯するものに限る。）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する重要事項

5 その他業務運営に関する重要な事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又は「これを変更しようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

第二十一条 第二十四条に規定する機構の業務は、原子力委員会の議決

を経て主務大臣が定める基本方針に従つて実施されなければならない。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 國民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に關する

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 機構の業務の運営に関する基本的事項

二 第二十四条第一項第一号に掲げる業務に関する基本的事項

三 その他機構が業務を実施するに際し配慮すべき事項

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計

画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評

議委員会の意見を聽かなければならぬ。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、通常なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」とい

う。)を定め、「これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。」

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後運営なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところによつて、各事業

年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対し、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対して、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあってはその通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対して、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

- 第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、「これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行った後は、評価委員会の意見を聽かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関するものとし、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度) 原研

第二十五条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日による。

(予算等の認可) 原研

第二十六条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算) 原研

第二十七条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度) サイクル機構

第二十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日による。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日による。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人については、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(事業計画等の認可) サイクル機構

第二十九条 機構は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算) サイクル機構

第三十条 機構は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表等) 原研

第二十八条 研究所は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これを予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 研究所は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(書類の送付) 原研

第二十九条 研究所は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならないときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。）

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聽かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなけれ

資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(財務諸表等) サイクル機構

第三十一条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(書類の送付) サイクル機構

第三十二条 機構は、第二十九条又は前条第一項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、機構に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第四条（第一項第一号を除く。）の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第一項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えな

いとき。

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務」とに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 前条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。）まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務
- 二 前号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十九条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規

(利益及び損失の処理) 研究所

第三十条 研究所は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積み立てなければならない。

い。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2

研究所は、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余があると

定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十七条第一項に規定する業務の財源に充てる」とができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

きは、文部科学大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對し分配することができる。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 研究所は、前項の規定による分配をする」とができる額（以下「」の条において「分配可能額」という。）が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合に達する場合は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかるわらず、分配可能額を政府以外の出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配するものとし、政府の出資に対しては分配することを要しない。

4 研究所は、分配可能額が政府以外の出資者の出資額の合計額に対し千分の五十の割合を超える場合の額に対し千分の七十五の割合に達するまでは、分配可能額のうち政府以外の出資者の出資額の合計額の千分の五十に相当する額を前項の例により分配し、残余の額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。この場合において、残余の額の政府の出資に対する分配については、政府の出資額の三倍の額を政府の出資額とみなす。

5 研究所は、分配可能額が資本金の額に対し千分の七十五の割合を超える場合には、分配可能額を出資者の出資に対しそれぞれその出資額に応じて分配する。

6 研究所は、前五項の規定にかかるわらず、その成立の日の属する事業年度から五年を経過する日の属する事業年度までは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

7 研究所は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項又は前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

（利益及び損失の処理） サイクル機構

第三十三条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

きは、文部科学大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對し分配する」とができる。

2 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、六号の剩余金の使途に充てること）ができます。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金) 原研

第三十一条 研究所は、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第三十二条 刪除

(長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券)

第二十条 機構は、第十七条第一項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本原子力研究開発機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

(借入金及び核燃料サイクル開発債券) サイクル機構

第三十四条 機構は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は核燃料サイクル開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関する事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の

議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条（社債管理会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(債務保証) サイクル機構

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条（保証契約の禁止）の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条（外貨債務の保証）の規定に基づき政府が保証することができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第二十二条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

(償還計画) サイクル機構

第三十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用) 原研

第三十三条 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他の主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第三十七条 機構は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

一 國債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

一 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限） 原研

第三十四条 研究所は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（財産の処分等の制限） サイクル機構

第三十八条 機構は、主務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（会計規程）

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。「これを変更したときも、同様とする。」

（主務省令への委任） 原研

第三十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関する事項は、主務省令で定める。

（主務省令への委任） サイクル機構

第四十条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関する事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(給与及び退職手当の支給の基準) サイクル機構

(役員の報酬等)

第三十九条 機構は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人事費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申立て)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中、「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第五章 監督

(監督) 原研

第三十六条 研究所は、主務大臣が監督する。

- 2 主務大臣は、「この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。」

第六章 監督

(監督) サイクル機構

第四十一条 機構は、主務大臣が監督する。

- 2 主務大臣は、「この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をする」とができる。

第六章 雜則

(報告及び検査) 原研

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認める

ときは、研究所に對して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業所若しくは船舶に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に「これを提示しなければならない。」
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に對し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができることとする。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に「これを提示しなければならない。」
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徵取及び立入検査) サイクル機構

- 第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に對しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す

証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。
独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。
独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

第六章 雜則

(中期目標に関する原子力委員会の意見の聴取)

第二十三条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聽かなければならぬ。

(機構の解散における残余財産の分配)

第二十四条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産のうち、第十八条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

(解散) 原研

第三十八条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(解散) サイクル機構

第四十三条 機構が解散した場合において、その債務を弁済した後の残余財産を分配するときは、各出資者の出資額を限度としてこれを行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(業務運営の基準) 原研

第二十四条 第二十二条第一項に掲げる研究所の業務のうち、次項各号に掲げる業務以外のものは、原子力委員会及び原子力安全委員会の議

決を経て文部科学大臣が定める原子力の開発及び利用に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

2 次に掲げる研究所の業務は、原子力委員会の意見を聽いて文部科学大臣及び国土交通大臣が定める原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

一 第二十二条第一項第二号に掲げる業務（原子力船の開発のために必要な研究に限る。）

二 第二十二条第一項第三号に掲げる業務（船用原子炉に係るものに限る。）

三 第二十二条第一項第四号に掲げる業務

四 第二十二条第一項第八号に掲げる業務（前三号に掲げる業務に係るものに限る。）

五 第二十二条第一項第九号に掲げる業務（前各号に掲げる業務に附帯するものに限る。）

六 第二十二条第一項第十号に掲げる業務（前各号に掲げる業務に関連するものに限る。）

（基本方針） サイクル機構

第二十七条 第二十四条に規定する機構の業務は、原子力委員会の議決を経て主務大臣が定める基本方針に従つて実施されなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 機構の業務の運営に関する基本的事項
- 二 第二十四条第一項第一号に掲げる業務に関する基本的事項
- 三 その他機構が業務を実施するに際し配慮すべき事項

（主務大臣等）

第二十五条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

（主務大臣等） 原研

第三十八条の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

- 一 役員、顧問及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣（第二十四条第二項に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、文部科学大臣及び国土

二 第六条、第十九条、第二十条及び第二十二条並びに通則法第三十

八条及び第四十四条並びに第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

三 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

五 経済産業大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

六 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

七 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第二十六条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項及び第四十四条第四項並びに第四十八条

第二項（前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

二 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に關し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価

（交通大臣）

二 第二十四条第一項に掲げる業務に関する事項については、文部科学大臣

三 第二十四条第二項に掲げる業務に関する事項については、文部科学大臣及び国土交通大臣

二 この法律において主務省令は、前項第一号に定める事項に関し、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

三 この法律における主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

四 この法律における主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

（主務大臣及び主務省令） サイクル機構

第四十四条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び経済産業大臣とする。

二 この法律における主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

三 この法律における主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

（業務運営の基準） 原研

第二十四条 第二十二条第一項に掲げる研究所の業務のうち、次項各号に掲げる業務以外のものは、原子力委員会及び原子力安全委員会の議決を経て文部科学大臣が定める原子力の開発及び利用に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

二 次に掲げる研究所の業務は、原子力委員会の意見を聽いて文部科学大臣及び国土交通大臣が定める原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画に基づいて行われなければならない。

一 第二十二条第一項第二号に掲げる業務（原子力船の開発のために必要な研究に限る。）

二 第二十二条第一項第三号に掲げる業務（船舶原子炉に係るものに限る。）

三 第二十二条第一項第四号に掲げる業務

四 第二十二条第一項第八号に掲げる業務（前三号に掲げる業務に係る事項に限る。）

を行おうとするとき。

- 二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

るものに限る。）

- 五 第二十二条第一項第九号に掲げる業務（前各号に掲げる業務に附帯するものに限る。）

- 六 第二十二条第一項第十号に掲げる業務（前各号に掲げる業務に附連するものに限る。）

を行おうとするとき。

- 五 第二十二条第一項第九号に掲げる業務（前各号に掲げる業務に附帯するものに限る。）

- 六 第二十二条第一項第十号に掲げる業務（前各号に掲げる業務に附連するものに限る。）

を行おうとするとき。

（財務大臣との協議）

第二十七条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条第二項、第二十条第一項若しくは第五項又は第二十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

- 二 第十九条第一項の規定による承認をしようとするとき。

- 三 第二十四条第一項第一号に掲げる業務に関する基本的事項

（協議） 原研

第三十九条 文部科学大臣又は国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ財務大臣と協議しなければならない。

- 一 第四条第三項、第六条第二項、第二十二条第二項、第二十六条、第三十条第二項、第三十一条第一項及び第二項ただし書並びに第三十一条第二項、第三十一項第一項の規定による中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

- 二 第十九条第一項の規定による承認をしようとするとき。

- 三 第二十四条第一項の基本計画を定めようとするとき。

- 四 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

- 五 第三十三条第一号の規定による指定をしようとするとき。

- 六 第三十四条及び第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

- 2 文部科学大臣は、第四条第三項、第六条第二項及び第三十条第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ国土交通大臣と協議しなければならない。

（財務大臣との協議） サイクル機構

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

- 二 第三十一条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

- 五 第三十四条及び第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

- （財務大臣との協議） サイクル機構

- 第四十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議

しなければならない。

- 一 第五条第三項、第二十九条、第三十四条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十六条又は第三十八条の規定による認可をしよつとするとき。

- 二 第二十七条第一項の基本方針を定めようとするとき。

- 三 第三十一条第一項又は第三十九条の規定による承認をしようとするとき。

- 四 第三十七条第一号又は第四十条の規定により主務省令を定めようとするとき。

- 五 第三十八条又は第四十条の規定により主務省令を定めようとするとき。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第五章 罰則

第二十九条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第三十一条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(罰則) 原研

第四十条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十二条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

第八章 刑則

(罰則) サイクル機構

第四十七条 第四十二条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十九条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
九 第六十一条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第三十一条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

附 則

(施行期日)

附 則

(施行期日)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項並びに第十九条から第三十二条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(施行期日) サイクル機構

第一条 二の法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(研究所の設立) 原研

第二条 路

(事業団の設立) サイクル機構

第二条 路

(日本原子力船研究開発事業団の解散等) 原研

第二条 日本原子力研究所（以下「旧研究所」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時に於いて機構及び独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）が承継する。

2 機構の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、機構及び理化学研究所がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人¹とに當該各号に定めるところによる。

一 機構 旧研究所が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの

2 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。

4 第一項の規定により研究所が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれその承継に際し政府及び政府以外の者から研究所に出资されたものとする。この場合において、研究所は、その額により資本金を増額するものとする。

5 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、日本原子力研究所第五条第一項の規定により出資者が受けるべき研究所の出資証券の上に存在する。

二 理化学研究所 諸則第二十七条の規定による改正前の特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条に規定する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、旧研究所が、政令で定める基準に従つて作成して文部科学大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 事業団の解散については、日本原子力船研究開発事業団法（昭和三十八年法律第百号）第三十七条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

7 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については

6 旧研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

7 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び理化学研究所が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

8 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国並びに同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構及び理化学研究所が承継する資産の価額の合計額から機構及び理化学研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

9 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

10 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

11 第一項の規定により理化学研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い理化学研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から理化学研究所に対し出資されたものとする。

12 第八項、第九項及び前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

いては、政令で定める。

8 第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

9 第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

10 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

11 研究所が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(事業団が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二十五年法律第一百一十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(原子燃料公社の解散等) サイクル機構
第三条 路

13 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

14 旧研究所が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

15 第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(核燃料サイクル開発機構の解散等)

第三条 核燃料サイクル開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において國が承継する。

3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他当該資産の國への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 旧機構の場合は、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、國及び機構が承継する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が旧機構の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、旧機構に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたもの

とする。「の場合において、文部科学大臣及び経済産業大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

8 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

9 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

11 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

12 旧機構の解散については、附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号。以下「旧機構法」という。）第四十三条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

13 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧機構法第三十四条第一項の規定による旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧機構法第三十五条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

（持分の払戻し）

第五条 附則第二条第八項及び第三条第六項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

（持分の払戻し） 原研（原船団統合関連）

第三条 研究所に出資した政府以外の者及び前条第四項の規定により研究所に出資したものとされた政府以外の者は、研究所に対し、附則第一条の政令で定める日（以下この条において「施行日」という。）から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しきをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しきした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長となるべき者の指名の際の原子力委員会の意見の聴取)

第六条 第十二条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者の指名について準用する。

(理事長の任期の特例)

第七条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされるる理事長の任期については、第十三条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(業務の特例)

第八条 機構は、当分の間、第十七条に規定する業務のほか、旧機構法附則第十条第二項の規定により旧機構が当分の間行うものとされた業務を行うものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされるる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことがで

2 研究所は、前項の規定による請求があつたときは、改正後の日本原子力研究所法第五条の二第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額により払戻しきしなければならない。この場合において、研究所は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 研究所に出資した政府以外の者 当該政府以外の者が有する施行日の前日における研究所の純資産額に対する持分に相当する金額

二 前条第四項の規定により研究所に出資したものとされた政府以外の者当該政府以外の者が有する施行日の前日における事業団の純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)

(役員の任期に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際研究所の理事である者の任期は、改正後の日本原子力研究所法第十三条第一項の規定にかかわらず、「この法律の施行の際における改正前の日本原子力研究所法第十三条第一項の規定によるその者の研究所の理事としての残任期間と同一の期間とする。

(業務の特例)

第十条 機構は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第六十二号。以下「改正法」という。)の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第二十四条の規定にかかわらず、改正法による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法(以下「旧法」という。)第二十三条第一項第一号及び第二号(新型転換炉に係る部分に限る。)、第四号並びに第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、前項の期間経過後であつても、当分の間、第二十四条の規

きる。

3
前二項の規定により「これらの規定に規定する業務が行われる場合に
は、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前
三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八
条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する
業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第
二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務（附則第八条第一項及
び第二項に規定する業務を含む。）」と、第十九条第一項中「第十七条
第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務
並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十五条
第一項第四号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一
項及び第二項に規定する業務」と、第三十条第二項中「第十七条に
規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八
条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

定にかかるらず、旧法第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち新型転換炉に関する業務並びに同項第四号に掲げる業務のうち核燃料物質の生産に関する業務（以下「特定業務」という。）に伴い発生した放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、及び処分する業務、特定業務に係る施設を廃止する業務、同項第五号に掲げる業務のうち鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山における保安の確保に必要な措置を講ずる業務その他の前項の政令で定めることまでに同項に規定する業務に関する機構に帰属した義務の履行に必要な業務を行う。

3 機構は、第二十四条の規定にかかるらず、特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行う」とができる。

は、第二十四条第三項中「第一項の規定により行う業務」とあるのは、「第一項及び附則第十条第一項から第三項までの規定により行う業務」と、第二十六条中「第二十四条に規定する業務」とあるのは「第二十四条及び附則第十条第一項から第三項までに規定する業務」と、第二十七条第一項中「第二十四条に規定する機構の業務」とあるのは「第二十四条及び附則第十条第一項から第三項までに規定する機構の業務」と、同条第二項中「第二十四条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「第二十四条第一項第一号に掲げる業務並びに附則第十条第一項及び第三項に規定する業務」と、第四十八条第三項中「第二十四条第一項又は第三項に規定する業務」とあるのは「第二十四条第一項若しくは第三項又は附則第十条第一項、第二項若しくは第三項に規定する業務」とする。

5 改正法の施行前に行われた旧法第一二三条第一項各号に掲げる業務並びに第一項及び第三項に規定する業務に係る成果については、第二十四条第一項第二号に規定する成果とみなす。

（経過規定）サイクル機構

第七条 原子燃料公社の解散の際にその役員であつて、引き続き事業団の役員となるもののその任期は、第十四条第一項の規定にかかわらず

ず、当該解散の時におけるその者の役員としての残任期間とする。

2 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第二百二十四条の二第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の成立の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

3 原子燃料公社の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百五十二号)附則第十条第二項又は第十一條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法附則第十条第二項から第四項まで又は第十一條の規定を適用する。この場合において、同法附則第十条第二項中「公團等職員として」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員として」と、「公團等職員であった期間」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員であつた期間」と、第十一條第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

4 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第二百五十三号)第二百二十八条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは、「動力炉・核

燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

5 第一項又は第三項の規定は、事業団の設立の際、現に日本原子力研究所の職員として在職する者であつて、國家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項又は國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十一条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合(「これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。)について準用する。この場合において、その準用により適用され又は準用されることとなる國家公務員共済組合法第百二十四条の二第五項中「及び公庫等」とあるのは、「並びに日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団」と読み替えるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に日本原子力研究開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止)
原研(原船団統合関連)

第五条 日本原子力船研究開発事業団法は、廃止する。

第十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)

二 核燃料サイクル開発機構法

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 「この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(原子燃料公社法の廃止) サイクル機構

第五条 略

(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本原子力研究所法(第十二条及び第十九条を除く。)又は旧機構法(第十三条及び第二十三条を除く。)の規定によりした処分、手続その他行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)(1)

第十二条 附則第十条の規定の施行前にした行為並びに附則第二条第七項及び第三条第五項の規定によりなお従前の例による「こととされる事項に係る附則第十条の規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 「この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他「この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。」

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、「この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。」

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。「この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。」

2 前項の国との貸付金の償還期間は、五年（二年以内の償還期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合は、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとして、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付する」とにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に

われたものとみなす。